

『枕草子』「今内裏の東をば」章段新考

浜口俊裕

はじめに

長保元年（九九九）六月十四日の亥刻、修理職内造木屋からの出火で内裏が悉く焼亡した（『日本紀略』『本朝世紀』）。この火災後の一条天皇の動向を諸記録でたどると、腰輿に乗って職御曹司に避難したが、ここにも類火の及ぶ恐れがあり、間もなく八省院大極殿に行幸して北側の小安殿で少憩した後、太政官庁朝所へ遷御した（『日本紀略』『本朝世紀』）。更に同十六日に至って、その朝所から御輿に乗って太政官庁の東門を経て、内裏中隔の東路を北上し、外記庁で右折した後、直進して陽明門を出ると、大宮大路を北に進んで、大宮大路の東、一条大路の南一町に位置した一条院に到着すると、その西門から入御して寝殿（南殿）の南階に御輿を寄せた（『本朝世紀』）。以来、翌二年十月十一日新造内裏へ還幸するまでのほぼ一年四ヶ月間、一条院が今内裏になった。この間、

中宮定子が今内裏に滞在したのは二回で、長保二年二月十一日（『権記』『御堂関白記』）から三月二十七日（『日本紀略』）までの四十六日間と、八月八日（『日本紀略』）から二十七日（『日本紀略』）までの二十日間である。その初回四十六日間における逸話の一つが、次の『枕草子』一〇段「今内裏の東をば」の記事である。

今内裏の東をば、北の陣といふ。梨の木のはるかに高きを、「いく尋^{もと}あらむ」など言ふ。権中将「もとよりうち切りて、定澄僧都の枝扇にせばや」とのたまひしを、山階寺の別当になりて、よろこび申す日、近衛司にて、この君の出でたまへるに、高き履子をさへはきたれば、ゆゆしう高し。出でぬる後に、「などその枝扇をば持たせたまはぬ」と言へば、「物忘れせぬ」と笑ひたまふ。「定澄僧都に桂なし、すくせ君に相なし」と言ひけむ人こそをかしけれ。

本稿では、従来不分明であった右章段の記事の趣意を問い直し、構成や主題などについても新たな私見を提示してみたいと思う。

一 秀句としての「北の陣」

『枕草子』当章段冒頭に「今内裏の東をば、北の陣といふ」とあるが、この一文を叙述した趣意はどのようなものであるうか。

そもそも、「北の陣」とは、平安京内裏外郭十二門の一つ、朔平門にあった兵衛府官人の詰所である。朔平門の規模は、三間一戸ほどであったようだが、内裏の北外郭中央に位置したことから、「北の陣」とも呼んだのである。ところが、『枕草子』にいう一条院内裏の場合、その東門や東北門を「北の陣」と見るのが従来の『枕草子』諸注釈書で一般的に通用していたが、確かな根拠があったわけではなかった。そこで「北の陣」を改めて検証してみると、一条院内裏東面の鞞負小路に面して北門のあったことが史料に見え、それが「北の陣」であったことはすでに拙稿^③で考証したのでここではそれによる。

要するに、一条院内裏の「北の陣」は、本来、北面の一条大路にあってこそ「北の陣」と呼ぶにふさわしいのだが、東面鞞負小路の北門を「北の陣」と呼ぶことに清少納言が共感して話題にしたのである。本内裏で東面にある陣屋を「北の

陣」と呼ぶのは方角的に辻褃が合わないが、一条院内裏では中殿から見ると東面が北方向にも相当したことから、「北の陣」の呼称は立地的に正用であり、誤用でないのである。そこで、清少納言は一条院内裏での「北の陣」という名称の絶妙な言い回しを秀句と捉えて、これを「今内裏の東をば、北の陣といふ」と認めたのが当章段冒頭文の趣意であろう。従って、この一文は秀句としての話題提示であり、単なる一条院今内裏「北の陣」の在処の記事でないのである。

二 長さの単位「尋」について

我が国において、深さ、高さ、広さなどを表わす長さの単位は、たとえば、『豊後国風土記』速見郡に、柚富の峰の山頂にあった石室について、

この峰の頂に石室あり。その深さ一十丈余り、高さ八丈四尺、広さは三丈余りなり。常に水の凝れるありて、夏を経れども解けず^④。

と見られるように、古代から丈や尺や寸などで表わすのが一般的であった。この丈や尺などは、次の如く樹木の高さにも用いられた。

④ 下総上総は総とは木の枝を謂^{イハ}。昔、此国大なる楠を生ず。長数百丈に及へり。時に帝これをあやしみこれをト占し賜ふに大史奏して云、天下の大凶事なり。

〔風土逸文参考（下総の国・上総の国）下総・上総国

号)

⑥ 高欄のもとに青きかめの大きなをすゑて、桜の、
いみじうおもしろき枝の五尺ばかりなるを、いとおほく
さしたれば、
『枕草子』二一段

⑦ 桜の一丈ばかりにていみじう咲きたるやうにて、御
階のもとにあれば
『枕草子』二六〇段

⑧ また小椋垣などいふものあたらしくして、車宿に車
引き立て、前近く、一尺ばかりなる木生して、牛つなぎ
て、草など飼はするこそ、いとにくけれ。

『枕草子』一七〇段

⑨ 五日。吉野に赴きけり。(中略)立願にて花の木ど
も植ゑてまゐらせけるよし申せしに、百本の内と札を付
けたる木、その高二尺余りなる木ども、いま三年四年の
内に盛りの花の木たるべきを想像りて、
『吉野詣記』四

こうした単位は我が国だけでなく古代中国でも用いられた。
ここでは、ムクロジ科の果樹荔枝の樹高と、巨木の伝説で知
られる扶桑の例を挙げると、次の如くである。

⑩ 廣志に曰く、荔枝の樹、高さ五六丈。大なること桂
樹の如し。緑葉は逢逢とし、冬夏に栄茂す。

『芸文類聚』卷第八十七、菓部下・荔枝

⑪ 神異経に曰く、東方に樹有り。高さ八十丈、敷き張
りて自ら輔く。葉の長さ一丈、廣さ六尺。名を扶桑と曰

ふ。椀有り。長さ三尺五寸。

『芸文類聚』卷第八十八、木部上・桑

ところで、『枕草子』一〇段「梨の木のはるかに高きを、
『幾尋あらむ』などいふ」の一文は、梨の木の見た目の高さ
に言及しているが、その高さを丈や尺でなく、「尋」と言い
表している点に注視したい。この「尋」も長さの単位である。
この「尋」について小泉袈裟勝氏は、次のように説明してい
る。

両手を広げた幅に始まる長さの単位。繩のようなものを
両手で「ひとひろげ」、「ふたひろげ」などと測ったこと
に由来。「八尋殿」、「千尋繩」など。中国の尋(じん)
と同源。『説文』に「度人之兩臂為尋八尺也」とある字
を当てたもの。丈、尺、寸の制度になっても用いられ、
大化の「薄葬令」の墓の外部寸法にも現れる。尋は海で
もっぱら用いられたため、明治五(一八七二)年、太政
官布告で六尺と定め、間(けん)と合わせた。

右引用文中の「八尋殿」は『古事記』『日本書紀』に、「千
尋繩」は『古事記』に見られる。また「大化の『薄葬令』の
墓」とは、『日本書紀』卷第二十五、孝德天皇大化二年(六
四六)三月甲申(二十二日)条の、

夫れ、王より以上の墓は、其の内の長さ九尺、濶さ五尺。
其の外域は、方九尋、高さ五尋、役一千人、七
日に訖らしめよ。(中略)上臣の墓は、其の内の長

さ・潤さと高さは、皆上に准へ。其の外域は、方七尋、高き三尋、(中略) 下 臣の墓は、其の内の長さ・潤さと高さは、皆上に准へ。其の外域は方五尋、高き二尋半、役二百五十人、三日に訖らしめよ。

という記事のことであろう。この記事には、王以上、上臣、下臣たちの玄室の内径と、墳丘の間口、奥行、高さが記されているが、玄室に「尺」を用いる一方で、墳丘には「尋」を用いていることに注意したい。尺度が唐尺ならば、「一尺約二九・七寸、九尺は二六七・三寸、潤き五尺は一四八・五寸。明日香村の鬼の俎・廁の横口式石櫛の内法がほぼこの寸法」に相当するという。

墳墓の規模を記す場合、たとえば『延喜式』巻二十一、諸陵寮に「磯長山田陵 小治田宮御宇推古天皇。(中略) 兆域東西二町、南北二町」と見られるように、「町」で表わすこともあった。こうした長さの単位の種々は、対象の規模や基準にしたものの違いによるのであろう。「尺」と「尋」の場合、右に掲げた『日本書紀』にも明瞭なように、王以上の玄室と墳丘の奥行をそれぞれ「九尺」「九尋」と使い分けていることから、精確なことは不明だが、「尺」は曲尺の祖形ともいわれる大宝大尺あるいは小尺などを使用して計測した長さであるのに対して、「尋」は従来言われていたように両手を広げた大きさを計測したことによる相違かと思われる。

またこの「尋」という単位は、同じく『日本書紀』巻第二

十五孝徳天皇の大化二年三月甲申(二十二日)条に、復、百姓有りて、京に向る日に臨み、乗れる馬の疲れ瘦せて行かざらむことを恐りて、布二尋・麻二束を以ちて参河・尾張両国の人に送り、雇ひて養飼はしめ、乃ち京に入りぬ。

と見られる如く、布の長さの単位でもあった。右によると、参河国、尾張国では、京へ乗馬で往還する旅人の疲労した馬を「布二尋」で預かり飼育したとある。この「布二尋」も指矩で計った長さでなく、両手を広げた二つ分くらいの長さの布と交換して馬を養飼したということなのであろう。

次に、単位の「尋」が、右以外どのようなものに用いたか検証しておく、まず、『堤中納言物語』逢坂越えぬ権中納言に「君が代のながきためしにあやめ草千ひろにあまる根をぞ引きつる」との和歌がある。菖蒲の根の長いさまを「尋」の単位を用いて、頗る長い「千ひろにあまる」と形容して誇張し、物語ではその根の長さに中宮の長寿を喩えて予祝している。この歌は、実は天喜三年(一〇五五)五月三日庚申の夜に六条齋院禊子内親王が外祖父藤原頼通の後援を得て催した歌合の詠で、陽明文庫蔵二十巻本『類聚歌合』天喜三年五月三日庚申六条齋院禊子内親王物語歌合の第八番左に「あふさかこえぬ権中納言 こしきぶ」として見え、『風葉和歌集』巻十・賀・七三〇には「よみ人知らず」とある。

このほかに長久元年(一〇四〇)五月六日庚申の夜の齋宮

良子内親王貝合にも「大淀」の歌題で、「大淀に四方の浦貝ひろひても千尋ばかりの菖蒲をぞひく」の和歌がある。これは『夫木和歌抄』巻第二十五雜部七、一一五六四に「よみ人しらず」で収載するが、やはり菖蒲の根の長いさまを「千尋ばかり」と表現している。このように平安時代には菖蒲の根の長いさまを「尋」という表現で喩えることが歌語として定着していたようである。

「尋」はまた、たいそう長く伸びた髪の毛の有様にも用いられた。『源氏物語』葵に、次のような一節がある。

「君の御髪は我削がむ」とて、(中略)削ぎ果はてて、「千尋」と祝ひきこえたまふを、少納言、あはれにかたじけなしと見たてまつる。

はかりなき千尋の底の海松ぶさの生ひゆく末は我のみぞ見む

と聞こえたまへば、

千尋ともいかでか知らむさだめなく満ち干る潮ののどけからぬに

と物に書きつけておはするさま、らうらうじきものから若うをかしきを、めでたしと思す。

これは賀茂祭の当日、見物に出る紫の上のために源氏が髪の毛を切り揃える件である。『千尋』と祝ひきこえたまふのは、「髪が長いのは美人の徴とされた」⁽¹⁵⁾からだが、紫の上の髪が「千尋」にも長く伸びることの幸いを願った源氏の祝

言である。そして、それに続く源氏の和歌「はかりなき千尋の底の海松ぶさの」にも、将来にまでわたって房々と長く伸びていく紫の上の黒髪の長さを、測りようもないほど非常に深い海底に群生する海藻の「海松ぶさ」に託けて、「千尋」と表現しているのである。

また浜というと、たとえば駿河湾に面した静岡市久能山南麓から清水市三保の松原辺りにかけての海浜を説明するのに、『駿河国風土記』鳥渡郡に、有度浜を、

自久能浦至御穂呉服之神社前。都行程七里。曰有度浜⁽¹⁶⁾。

と記す如く、八世紀初めの『大宝令』や同じ中頃の『養老令』などに「凡度⁽¹⁷⁾地、五尺為⁽¹⁸⁾步。三百步為⁽¹⁹⁾里。」(『令義解』巻十、雜令第三十、度地五尺為步条)と見られる大尺(高麗尺)での三百歩を一里(約五三三・五メートル)とした古代条里制の長さの単位「里」を用いることが少なくともなかった。『枕草子』一九二段「浜は」の「千里の浜、ひろう思ひやらる」もそうした古代条里制に因んだ地名であったと見られる。しかし、こうした海浜に関する地名の中にも、「千尋」の名を冠するものがある。伊勢国の歌枕で知られる「千尋の浜」もその一つで、藤原敦忠の和歌に「伊勢の海の千尋の浜に拾ふとも今は何てふかひかあるべき」(『後撰和歌集』巻第十三・恋五・九二七)がある。この歌は『敦忠集』一一八番歌に下句が「いまはなにしてかひかあるべき」とあり、『大和物語』

きたる緒の絶えもしなば、いかにせむとならむ。(中略)
舟に男は乗りて、歌などうちうたひて、この栲縄を海に
浮けてありく。あやふく、うしろめたくはあらぬにやあ
らむ。のぼらむとて、その縄をなむ引くとか。

と見える。この記事によれば海女が海中に潜って漁をする際
にも栲縄を使用し、海上に浮上する際に船上の男がこれを引
いた。

こうしたいくつかの事例を勘案すると、すでに古代の漁に
おいて、栲縄を繫いで延長し海中深くにまで投じることが可
能な長い綱縄があったわけで、そうした長い綱縄を一般に
「千尋縄」と呼んだと思われる。「千尋」という表現が海浜に
まつわるものに多いのも、古代から漁において頗る長い綱縄
を用いたことの名残であり、そうした因縁から応和三年(九
六三)七月中旬宰相中将伊尹君達春秋歌合での春の歌題37番
歌「いかでかは千尋の海のかさには秋の紅葉の色も並ばむ」
や、前掲『枕草子』二八六段「うちとくまじきもの」に、

思へば、舟に乗りてありく人ばかりあさましよう、ゆゆし
きものこそなけれ。よろしき深さなどにてだに、さるは
かなき物に乗りて、漕ぎ出づべきにもあらぬや。まいて
そこひも知らず千尋などあらむよ。

と見る如く、「千尋」が限りなく深い水深の表象語として定
着していったのだろう。

また、右と同じ応和三年七月中旬宰相中将伊尹君達春秋歌

合での秋の歌題38番歌は「鹿の鳴く高砂山の小高さを千尋の
底になにかたとへむ」とあり、「千尋の底」を引き合いにし
て山の高さを詠んでいる。

そのほか、船の長さに「尋」を用いた解状が寛仁三年(一

〇一九)四月十六日付「大宰府言上撃取刀伊国賊徒状解」に、
焼民宅。其賊徒之船。或長十二箇尋。或八九尋。一船
之楫。三四十許。所乗五六十人。二三十人。耀刀奔騰。
(中略)但生虜者等。皆高麗人者。

と見える。この船の長さも海浜との関わりで派生したのであ
らう。

次に、中国唐代初期に歐陽詢らの編纂した『芸文類聚』に
よって、古代中国での単位「尋」とそれに類する「仞」の使
用例をいくつか掲げると、次の如くである。

①『芸文類聚』巻第八十五、百穀部・禾

山海経に曰く、崑崙の墟の上に、木末有り。禾長さ五
尋。木末は、穀類なり。

②『芸文類聚』巻第九巻、水部下・谷

周景式の廬山記に曰く、「石門は是れ一大谷。谷中に
脩林の萬頃なる、偉木の千尋なる有り。日月の光罕に
焉を照らす。」

③『芸文類聚』巻第八十九、木部下・竹

梁の劉孝先の竹の詩に曰く、竹は生ず空野の外、梢雲
百尋に聳ゆ。

④『芸文類聚』卷第八卷、山部下・虎丘山

秀壁は数尋、杜蘭と苔蘚とに被はる。椿枝は十仞、藤葛と懸蘿とを挂く。

⑤『芸文類聚』卷第七卷、山部上・総載山

峯の高さは一萬、峭峙するもの三百、登りて之を眺むれば、則ち千里極むること無く、俯して之に臨めば、則ち萬仞にして測り難し。

⑥『芸文類聚』卷第七卷、山部上・華山

西山経に曰く、「太華の山、削成して四方なり。其の高さ五千仞、其の広さ十里。」

⑦『芸文類聚』卷第九卷、水部下・澗

右阜山に行き、深澗を見れば峭しきこと墻の如く、深さ百仞。

⑧『芸文類聚』卷第八十八、木部上・木

晋の庾闡の浮查の賦に曰く、幽巖の巨木有り、遼かに根を千仞に結ぶ。

右①は、穀類の「木禾」に、長さの単位「尋」を用いて「五尋」とある。②は、廬山の谷中にあつた大樹を「偉木の千尋」と記す。これは樹木に「尋」の単位語を用いた例として注目される。③も竹の梢が高く聳える様を「百尋」と誇張し、②と同様に樹高での使用である。④は、虎丘山の椿枝に「十仞」とある。「仞(ジン、ren)」は、「尋(ジン、xun)」と同義で、『説文解字』第八篇上、人部に「仞 伸臂一尋八

尺。(中略) 从人。刃声。」²⁸とあり、古代中国で両腕を広げた

「一尋八尺」の長さを基準にした尺度とされた。このため②の「尋」と同様に樹木を測る単位としても併用されたのであろう。⑤は総載山の峰の高さを「万仞にして測り難し」とし、⑥は『海游録』において富士山にも喩えられた太華山の高さに「仞」を用いて「其の高さ五千仞」とある。なお、「尋」と同義語の「仞」は、山の高さのほかに、⑦に「深さ百仞」とあるように澗谷などの深さや、⑧に「遼かに根を千仞に結ぶ」と見られる如く巨木の深い根の長さの表現にも用いられた。

以上、偶目にいった古代中国における長さの単位「尋」とそれに類する「仞」を瞥見したが、これらによると我が国での「尋」は、墳丘、布帛、菖蒲の根、髪の毛、浜、柁縄、船などの長さや、水深の尺度などに汎用されたが、樹木の高さに「尋」を用いたのは「枕草子」「今内裏の東をば」章段の一例に限られるようである。一方、古代中国で「尋」は「仞」とともに、樹木や山の高さなどにも用いたことが確認される。

三 秀句としての「いく尋あらむ」

前章の如く我が国で樹木の高さは、丈や尺などの単位で表すのが普通であった。しかし、『枕草子』当章段での中宮女房の発言「梨の木のはるかに高きを、『いく尋あらむ』など言ふ」は、海中の深度や菖蒲の根の長さなど主に下方向の尺

度に用いた「尋」を正反對の見上げる上方向に適用して「いく尋あらむ」との洒落によって、梨の立木が頗る「はるかに高き」有様であるように言い表わしたのである。この巧妙な言い回しを清少納言は秀句と捉えたのであり、単なる梨の高木についての紹介でないことに注意したい。方向の相反性による「いく尋あらむ」の秀句は、直前の「北の陣」が方角の不整合性に着想すると同工で、構成的にも一連であると言えよう。

四 秀句としての「定澄僧都の枝扇」

定澄僧都の経歴は、永延二年（九八八）講師、長徳元年（九九五）十月七日権律師、長保二年（一〇〇〇）八月二十九日権少僧都に転任、同五年十月十六日権大僧都、寛弘八年（一〇二一）四月二十七日大僧都兼法務となり、長和四年（一〇二五）十一月一日に八十一歳で入滅した。「僧都」の呼称から『枕草子』当章段の執筆は、長保二年八月二十九日の任権少僧都後になる。しかし、長徳四年（九九八）十月二十四日右近権中将に任じた源成信（『権記』）の発言「定澄僧都の枝扇にせばや」は、清少納言が一条院内裏にいた長保二年二月十一日から三月二十七日の間の事柄である。また、清少納言が成信に「などその枝扇をば持たせたまはぬ」と語ったのは、定澄が「山階寺の別当になりて、よろこび申す日」、即ち『御堂関白記』長保二年三月十七日条に「以律師定澄任

興福寺別当、以行成朝臣奏聞、宣旨³¹」とあり、『権記』同日条に「依左府召参内、被奏云、以律師定澄可補興福寺別当之由、依請³²」という如く、定澄が山階寺別当に任じた長保二年三月十七日の出来事である。従って、「枝扇」に因む二つの挿話は、定澄の権律師時代の史実だが、これを「定澄僧都」とするのは『枕草子』執筆の年時が長保二年八月二十九日権少僧都転任以後だからである。

ところで、枝扇は、加藤盤斎が「枝扇子は大ほねを木の枝有所にて要の方にして法師の紐に懸る也³³」と言ひ、喜多村信節『嬉遊笑覧』に「えだあふぎとは、木葉ある枝を扇のやうに手に持をいふにや。扇の一種あり共聞えず³⁴」とあり、板扇の訛りと見る黒川春村の「もし板扇を枝と譌り。さて仮書字にせしにはあらかじか。扇は檜の板を重ねたるなれば。板扇ともいふまじきにもあらかじ。北面侍齋藤越前守助成記に。扇は檜扇也。板十六まい付³⁵花さげの糸色々也。以ともあるをおもふに板といはむ事よしなきにもあらず³⁶」や、金子元臣氏の「木の細枝を三股に採り、一方を柄とし、二方に紙を張りたる扇にて風流の爲にもちしものか³⁷」、藤井高尚氏の「眞野守貞がいへるハ、翳の字を枝扇の二字にうつしあやまりたるにて、定澄僧都の翳にせさせハやといへるなるべしといへり。こハおもしろき考にぞありける。翳ハ儀式たちたるをり、僧正僧都などのありくにさしかくるものにて、まろき扇に長き柄なり。（中略）翳をさしばといふハのちの名にて、むかし

ハ枝扇といひしにやあらん。から国にハこれか名を雉尾羽ともいひ、かの国の扇のかたちして柄の長きハ木の枝に似たれば、さいふべきものゝさま也」など諸説がある。近年では喜多村、金子両説を併記する注釈書も少なくない。しかし、これらの諸説は「枝扇」と語った理由の検討を怠って正鵠を射ていないのである。

と言うのも、梨の木に因んだ権中将成信の語り種「もとよりうち切りて、定澄僧都の枝扇にせばや」は、傍点部の如く「本(根本)」対「枝(枝葉)」の相反する概念を織交ぜた言説であり、「本」との対置によって辻褄を合わせて単に「扇」とは言わずに、「枝扇」と造語にして洒落た秀句と解するべきである。このように「枝扇」は造語であり本来実体のない扇である。このためその名が『枕草子』にしか見えないことも肯けるであろう。

このように、梨の立木を「本」と「枝」の相反する関係に着想して「枝扇」に見立てた成信の巧妙な秀句を、当事者の名を明確にして紹介するのがこの話題の企図であったと見るべきであろう。この成信の秀句によって梨の木は、鈴木美弥氏の指摘する如く「ただの太木でなくなった。少なくとも作者の言語空間においては、『定澄僧都の枝扇』としての存在にはかならなくなった」と言つてよいのであろう。

五 秀句としての「定澄僧都に桂なし・すくせ君に相なし」

定澄僧都は『枕草子』当章段に「高き腰子をさへはきたれば、ゆゆしう高し」とあり、長身であったようだ。それ故に「定澄僧都に桂なし」は、萩谷朴氏が指摘の如く「定澄」の名に「丈長」をもじていると見られ、背高の定澄には身丈の長い桂も短くて桂と言ひ難いことを揶揄した言ひ種と思われる。また「すくせ君に相なし」は、一説に、背が低すぎて「短い相も着られるのがないの意」と言うが、定澄僧都と対照的に短身であるために相の丈が長すぎて相とは呼び難いことを皮肉った言説と解釈したい。萩谷氏は「縮勢」の漢字を当てるが、身長との連関から「縮背」を響かせた興言利口と解しておきたい。

こうした長短の対比は『白氏文集』巻七「齊物二首」にも見え、その第一首五言律詩には、

青松高百丈、綠蕙低數寸、

同生大塊間、長短各有分、

長者不可退、短者不可進、

若用此理推、窮通兩無悶、(〇三二二)

とある。丈の高い「青松」と正反對の「綠蕙」を引合いに出して、その是非の差を超えた齊物論を詠するが、『枕草子』の秀句は長短の不釣り合いに言及したものであり、『白氏文集』

の直接的な影響はないと見られる。

ところで、「すくせ君」は誰か不明だが、当章段では成信の秀句にだけ実名を挙げたり、その成信が清少納言に「定澄僧都の枝扇にせばや」と語った秀句を発端に、定澄の山階寺別当就任記事を挟んで、清少納言が成信に「などその枝扇をば持たせたまはぬ」と語ると、成信が「定澄僧都に桂なし、すくせ君に相なし」の警句で締め括る一連の詳細な展開が見られることや、「すくせ君」に「君」の敬称を用いたり、定澄僧都との対比などの諸点から、憶測を逞しくすると、この人物は権中将成信の可能性も否めないのではなからうか。仮にそうであるなら、「すくせ君」は短身の「縮背」のほかにも、例えば『万葉集』に

宜^{よろ}しなへ我が背^せの君が負ひ来にしこの背の山を妹とは呼ばじ^い（巻第三雜歌二八六）

信濃道は今の攀^はり道刈りばねに足踏ましむな杏履け我が背^せ（巻第十四相聞三三九九）

とある如く、女性が男性に親しみと敬意を込めて呼んだ第二人称の「我が背の君」「我が背」なども念頭に置いて、秀句に巧みな人として「秀句背君」などをも二重に響かせた頗る高度な警句の「すくせ君」であるのかもしれない。

六 道長の猶子成信活写の意図

長徳四年十月二十四日右近権中将に任じた源成信は、中宮

彰子が一条院内裏初入内の時の行賞に関する『権記』長保二年四月七日条に「亦成信朝臣相從猶子、若有余恩乎、即奏、仰云、皇后^{（彰子）}母氏並乳母^{（藤原）}信子及芳子并成信朝臣等之事可然、（中略）令民部乳母奏成信朝臣加階之事、初有恩許、而以藤原朝臣所申懇切、依大臣令申之旨重疊、更止成信之事如何、成信^{（致平）}入道親王息男、已是御傍親也、又故入道^{（道長）}左大臣愛孫、今左大臣猶子、与皇后又為近親、（中略）即有勅報、所申可然、仍奉勅旨、可叙從二位、成信朝臣從四位上、」とある。これによると成信は、①入道致平親王の子息として、②天皇の傍親であり、③故左大臣源雅信の愛孫、④今は左大臣藤原道長の猶子として、⑤中宮彰子と近親であることを藏人頭藤原行成が民部乳母を介して懇切に奏上して、從四位上の勅許を得たという。なお、④の道長の猶子については、『権記』長保三年二月四日条にも「從四位上行右近衛権中将兼備中守源朝臣成信、入道兵部卿致平親王第二子、母入道左大臣源雅信之女也、當時左丞相猶子也」と見え、『日本紀略』同日条にも「左大臣養子右近衛中将源成信」とある。また、『枕草子』二五七段には道長の猶子を前提に「大殿の新中将」とある。なお、『栄花物語』には「殿の源中将と聞ゆるは、村上帝の三の宮に、兵部卿宮と聞えしが、入道して石倉におはしけるが、（中略）源中将の母、大殿の上の御異はらからの御子なりければ、御甥にて、御子にしたてまつらせたまふなりけり」とあり、村上天皇第三皇子入道四品兵部卿宮致平親王の第二

子成信は、母が「大殿の上」即ち左大臣道長室源倫子の異腹姉だった縁で道長の猶子になったと説く。

成信は友人の行成から「才学雖乏、情操可取」と評され、漢詩文の才能に劣るが情操に優れた人と見られていた。『枕草子』二七四段にも「成信の中将は、入道兵部卿宮の御子にて、かたちいとをかしげに、心ばへもをかしうおはず」とあり、清少納言も成信の氣立てや容貌の良さを褒めている。その美貌は「号照中将」「無双美男也」と渾名された。

このように出自が高く、美男で気性も好い成信だが、『枕草子』には一〇段・二五六段・二五七段・二七四段に見え、いずれも友好的に綴っている。しかし、当章段（第一〇段）は第四章に既述した如く長保二年八月二十九日以後の追想であり、この間には道長家との抗争が熾烈化していたのが実状である。すなわち、長徳元年（九九五）四月十日中宮定子の父前関白藤原道隆が薨去すると、五月十一日に内大臣伊周の内覧を停め、権大納言道長に内覧の宣旨を下給した（『小右記』）。六月十九日に道長が右大臣並びに氏長者になると（『小右記』）、七月二十四日右大臣道長と内大臣伊周が仗座で口論して「宛も鬪乱の如し」（『小右記』）であり、同月二十七日にも中納言隆家の僕従と道長の従者が七条大路で鬪乱した（『小右記』）、八月二日には隆家の従者が道長の隨身を殺損した（『百練抄』『小右記』）。更に同月十日には中宮定子の外祖父高階成忠も陰陽師の法師をして道長を呪詛した（『百練抄』）。

また長保元年八月九日の中宮定子平生昌宅行啓日には道長が公卿や殿上人を率いて宇治へ遊覧して「行啓の事を妨ぐるに似たり」（『小右記』）と批評されたり、翌二年二月二十五日中宮定子を皇后、道長第一女の女御彰子を中宮にするなど（『権記』『日本紀略』『扶桑略記』）、道長家との確執不和は定子の晩年まで鎮まることがなかったのである。

しかし、右の如く険悪な情勢にありながらも、当章段と同じ一条院内裏での『枕草子』二七四段「成信の中将」には「その君、常にゐて物言ひ」とあり、道長の猶子成信が中宮定子の御所北二対を頻繁に訪れては清少納言たち女房と歓談していたし、枝扇に因む当章段でも成信が清少納言を「物忘れせぬ」と笑ひたまふ」と賞賛の笑みで迎える気の置けない交流を描出している。こうした様相を考慮すると、『枕草子』一二四段「関白殿、黒戸より出でさせたまふとて」で従二位権大納言で中宮定子の補佐官中宮大夫道長を跪かせた関白道隆の栄光を綴る如く、道長の猶子成信の度重なる来訪と友好的な交流の描写は、読者に対して、時の最高権力者道長方にも恭敬され、道隆生前期と不変の皇后定子の尊厳と栄耀栄華を晩年まで保持した如くに章段の時空を彩る装置として機能しているように思われる。従って、道長政権誕生とともに凋落の一途をたどった定子後宮の悲惨な現実を封印して、永遠に驕りのない定子サロン栄華の美空間を『枕草子』に演出する上で、道長の猶子成信の活写は、道長家との友好親和

な交流を表象的に紡ぎ出す恰好の人物であったのでなからうか。

七 章段の構成と主題

最後に当章段の構成と主題について述べておこう。当章段

の構成は、次の表に整理した如く、起①、承②、転③④⑤、結⑥になろう。起①は、一条院内裏北面の一条大路に所在してこそ「北の陣」を、方角的には東面の鞍負小路沿いに設けながらも「北の陣」と呼んだ秀句の話題であり、これを単なる「北の陣」の在処の紹介記事と解してならないことはす

構成	起	承	転			結
No.	①	②	③	④	⑤	⑥
『枕草子』本文	今内裏の東をば、北の陣といふ。	梨の木のはるかに高きを、「いく尋あらむ」など言ふ。	権中将「もとよりうち切りて、定澄僧都の枝扇にせばや」とのたまひしを、	山階寺の別当になりて、よろこび申す日、近衛司にて、この君の出でたまへるに、高き履子をさへはきたれば、ゆゆしう高し。	出でぬる後に、「などその枝扇をば持たせたまはぬ」と言へば、「物忘れせぬ」と笑ひたまふ。	「定澄僧都に桂なし、すぐせ君に相なし」と言ひけむ人こそをかしけれ。
秀句の当事者	不特定の人	中宮の女房	源成信			不詳（清少納言か）
言い回しの秀句	北の陣	いく尋あらむ	枝扇			定澄僧都に桂なし、すぐせ君に相なし
秀句の着想点	東と北の方向不整合性	上方と下方の方向相反性	本と枝の方向相反性			身長と衣装の長短不釣り合い
備考	<p>○長徳四年（九九八）十月二十四日源成信、右近権中将に任ず</p> <p>○長保二年（一〇〇〇）二月十一日三月二十七日皇后定子一条院内裏に滞在</p> <p>○長保二年三月十七日権律師定澄、興福寺別当に任ず</p> <p>○長保二年八月二十九日権律師定澄、権少僧都に任ず</p> <p>○長保二年八月二十九日以降に当章段を執筆</p>					
主題	辻褄を合わせた絶妙な言い回しの秀句					

でに述べた。

承②は、起①の方向的な言い回しの秀句を承けて、もともと下方向に見下ろす長さの単位「尋」を正反対の上方向を見上げる方向に適用して、梨の高木がいかに「はるかに高き」有様であるように「いく尋あらむ」と強調して言いなした巧妙な言い回しの秀句の話題であり、これも単なる梨の高木の紹介ではないことに注意したい。

転③④⑤は、権中将源成信の追想譚に転じて転部を構成する。転⑤で清少納言の記憶力を成信が「物忘れせぬ」と褒めているが、従来これを「この文章の作者としてのねらいどころ」と見たり、この「ほめ言葉をいちばん録しておきたかった」とか、「清少納言の自讃談の一つ」とも説く。しかし、構成表に整理した如く、この転部も転③で「本」「枝」の方向的対極性に着想して、ただ単に「扇」とだけ言わずに、即興で「枝扇」と造語にして語った成信の絶妙な秀句を主題にした話題と見るべきであり、これを清少納言の自讃談に解してしまふと主題の一貫性を欠くことになる。

結⑥は結論部である。転③⑤の秀句「定澄僧都の枝扇」を承けて、名前の「定澄」に長身の「丈長」を掛け、更にそれに裾丈の長い「桂」を組み合わせて、身長と衣装の長短不釣合いな関係を「定澄僧都に桂なし、すくせ君に相なし」という極めて高度な秀句で当章段の締め括りとしたのである。なお、この秀句の当人を「と言ひけむ人」とぼかして実名を審

らかにしていないが、成信が清少納言の記憶力を褒めた転⑤直後に結⑥の警句が続く構成や、第五章に言及した如く「すくせ君」には、「縮背」のほかに警句に巧みな成信に清少納言が敬意と親しみを籠めて「秀句背君」を掛けているようにも推察されるので、あえて憶測を逞しくすれば、結⑥は清少納言自身の秀句で結論部をまとめたのかもしれない。

当章段の構成概要は以上の如くであるが、この起承転結の構成内容を整理すると、順に「北の陣」「いく尋あらむ」「枝扇」「定澄僧都に桂なし」といった言い回しの秀句の話題で一貫していることが知られる。しかも、各秀句は、東と北の方向不整合性、上方と下方の方向相反性、本と枝の方向相反性、身長と衣装の長短不釣合いなど、いずれも論理的に本来噛み合わない相反する組合せの関係を巧みに利かした秀句で一貫しているのである。従って、当章段全体の主題は、論理上で相反する関係にありながらも辻褃を合わせた絶妙な言い回しの秀句を話題にした章段として理解すべきであろう。なお、当章段を成信の機智の回想という一辺倒な捉え方には賛成しがたい。

注

(1) 松尾聰・永井和子氏『枕草子』新編日本古典文学全集、小学館、平成9年。以下、『枕草子』の章段と本文は同書による。

(2) 『大内裏図考証第一』第六(『新訂増補故実叢書』明治図書

出版、昭和27年)に「○承安五節図、朔平門、瓦屋両下三間一戸、壇閣以条石々板、石階三級」とあるのによる。

- (3) 拙稿『枕草子』一条院内裏『北の陣』についての新見「『日本文学研究』第五十七号、大東文化大学日本文学会、平成30年2月。

- (4) 植垣節也氏『風土記』新編日本古典文学全集、小学館、平成18年。以下、『出雲国風土記』も同書による。

- (5) 伊藤敬氏『吉野詣記』新編日本古典文学全集、小学館、平成6年。

- (6) 大東文化大学東洋研究所編『芸文類聚』(巻八十七)訓読付索引「大東文化大学東洋研究所、平成26年。なお、以下の『芸文類聚』巻第七(平成9年)、巻第八(平成10年)、巻第九(平成11年)、巻第八十五(平成24年)、巻第八十八(平成27年)、巻第八十九(平成28年)も同書による。

- (7) 小泉袈裟勝氏『図解 単位の歴史辞典』柏書房、平成2年。
(8) 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守氏『日本書紀③』新編日本古典文学全集、小学館、平成18年。
以下、『日本書紀』は同書『日本書紀①』や『日本書紀③』による。

- (9) 前掲注(8)の頭注一五、一六参照。
(10) 『新訂増補国史大系 延喜式 中篇』吉川弘文館、昭和62年。

- (11) 三谷栄一・三谷邦明・稻賀敬二氏『落窪物語 堤中納言物語』新編日本古典文学全集、小学館、平成20年。

- (12) 萩谷朴氏『平安朝歌合大成 増補新訂二』同朋舎出版、平成7年。

- (13) 前掲注(12)参照。

- (14) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男氏『源氏物語②』新編日本古典文学全集、小学館、平成18年。

- (15) 石田穰二・清水好子氏『源氏物語二』葵、新潮日本古典集成、新潮社、平成1年、頭注一三参照。

- (16) 『群書類従』第二十八輯、雑部、統群書類従完成会、昭和46年。

- (17) 『新訂増補国史大系 令義解』吉川弘文館、昭和52年、および会田範治氏『注解養老令』有信堂、昭和39年参照。

- (18) 片桐洋一氏『後撰和歌集』新日本古典文学大系、平成2年。
(19) 『新編国歌大観』第三巻・私家集編1、角川書店、昭和60年による。

- (20) 片桐洋一・福井貞助・高橋正治・清水好子氏『竹取物語 伊勢物語 大和物語 平中物語』新編日本古典文学全集、小学館、平成18年。

- (21) 久保田淳・馬場あき子氏『歌ことば歌枕大辞典』角川書店、平成11年、工藤重矩氏『後撰和歌集』和泉書院、平成4年など。

- (22) 前掲注(20)参照。
(23) 小町、谷照彦氏『拾遺和歌集』新日本古典文学大系、岩波書店、平成2年。

- (24) 荻原千鶴氏『出雲国風土記 全訳注』講談社学術文庫、講談社、平成19年。

- (25) 山口佳紀・神野志隆光氏『古事記』新編日本古典文学全集、小学館、平成9年。

- (26) 萩谷朴氏『平安朝歌合大成 増補新訂一』同朋舎出版、平成7年。

- (27) 『新訂増補国史大系 朝野群載』巻第二十、異国、吉川弘

文館、昭和39年。

- (28) 許慎撰・段玉裁氏注『断句套印本 說文解字注 附許学叢書本段氏說文注訂合刊』四部善本新刊、漢京文化事業有限公司、昭54年。

- (29) 申維翰・姜在彦氏訳注『海游録 朝鮮通信使の日本紀行』東洋文庫、平凡社、昭和49年。

- (30) 『僧綱補任』第三(大日本仏教全書 興福寺叢書一)第一書房、昭和53年)による。ただし、同書長和四年に「十二月二日入滅」とするのは誤りで、本稿では「小右記」長和四年十一月二日条の「昨夜興福寺別当大僧都定澄遷化、年八十一」によった。

- (31) 『御堂関白記』大日本古記録、岩波書店、昭和27年。

- (32) 『権記 第一』史料纂集、続群書類従完成会、昭和53年。

- (33) 加藤盤齋氏『清少納言枕双紙抄』延宝2年(有吉保氏『清少納言枕双紙抄』加藤盤齋古注釈集成2、新典社、昭和60年による)。同説に岡西惟中氏『枕草紙傍註』(天和元年・一六八一年)がある。

- (34) 喜多村信節氏『嬉遊笑覧』巻二之下、文政13年(長谷川強氏ほか『嬉遊笑覧』(一)巻二下、岩波文庫、岩波書店、平成16年による)。同説によるものとして、松平静氏『枕草紙詳解 桜の巻』(誠之堂書店、明治32年)、永井一孝氏『校定枕草紙新釈』(三星社出版部、大正8年)、関根正直氏『枕草子集注』(六合館、昭和6年)、池田龜鑑氏『全講枕草子上』(至文堂、昭和31年)、石田穰二氏『新版枕草子 上巻』(角川ソフィア文庫、角川学芸出版、昭和54年)、萩谷朴氏『枕草子解環一』(同朋舎出版、昭和56年)、渡辺美氏『枕草子』(新日本古典文学大系、岩波書店、平成3年) 松尾聡・永井

和子氏『枕草子』(新編日本古典文学全集、小学館、平成9年)等がある。

- (35) 黒川春村氏『碩鼠漫筆』巻之九「枝扇といふ物」安政6年(黒川春村遺稿『遺稿 碩鼠漫筆』吉川弘文館、明治38年による)。

- (36) 金子元臣氏『枕草子評釈』明治書院、大正10年。

- (37) 藤井高尚氏『清少納言枕草子新釈』(藤井高尚全集)第一巻、吉備津神社編纂、昭和25年所収。

- (38) 五十嵐力・岡一男氏『枕草子精講』(学燈社、昭和29年)、塩田良平氏『枕草子評釈』(学生社、昭和30年)、田中重太郎氏『枕草子全注釈一』(角川書店、昭和47年)・『枕草子(上)』(旺文社文庫、昭和49年)など。

- (39) 上坂信男・神作光一氏『枕草子上』講談社学術文庫、講談社、平成11年。

- (40) 萩谷朴氏『枕草子解環一』同朋舎出版、昭和56年。

- (41) 田中重太郎氏『枕草子(上)』旺文社文庫、昭和49年。

- (42) 注(40)参照。

- (43) 岡村繁氏『白氏文集二上』新釈漢文大系、明治書院、平成19年。

- (44) 小島憲之・木下正俊・東野治之氏『万葉集①』新編日本古典文学全集、小学館、平成6年。なお、巻第十四相聞三三九丸の引用は同書『万葉集③』(平成7年)による。

- (45) 『権記 第二』史料纂集、続群書類従完成会、昭和62年。

- (46) 『新訂増補国史大系 日本記略 後篇』吉川弘文館、昭和15年。

- (47) 山中裕・秋山虔・池田尚隆・福長進氏『栄花物語①』巻第五・浦々の別、新編日本古典文学全集、小学館、平成20年。

- (48) 『権記 第二』長保三年二月四日条。注(45) 参照。
- (49) 『本朝皇胤紹運録』(『群書類従』第五輯、続群書類従完成会、昭和46年所収)。
- (50) 『系図纂要』第九冊、村上源氏一、名著出版、昭和49年。
- (51) 塩田良平氏、『枕草子評釈』学生社、昭和43年。
- (52) 五十嵐力・岡一男氏、『枕草子精講』学燈社、昭和32年。
- (53) 田中重太郎氏、『枕草子全注釈一』角川書店、昭和56年。